

社会福祉法人生振の里 評議員及び役員等の報酬等に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人生振の里の評議員及び役員（理事・監事）及び評議員選任・解任委員及び、第三者委員の報酬等について定めるものである。

(報 酬)

第2条 評議員、役員（理事・監事）、評議員選任・解任委員の報酬は、各年度の総額が10,000,000円を超えない額とする。

- (2) 評議員、役員（理事・監事）、評議員選任・解任委員が会議等に参加した場合の報酬は、別表1に定める額とする。
- (3) 第三者委員が法人及び、事業所に係る苦情対応の業務に従事した時、及び会議に参加した場合の報酬は、別表1に定める額とする。
- (4) 理事長の報酬は、月額300,000円を超えない範囲の額とし、評議員会にて決定する。
- (5) この法人の職員と評議員、役員（理事・監事）、評議員選任・解任委員等と兼務し、職員給与の支給を受けている者に対しては報酬を支給しない。

(費用の弁償)

第3条 評議員及び役員等が出張したときは、旅費規程によりその費用を弁償する。

- (2) 評議員、役員、評議員選任・解任委員、第三者委員等が法人及び施設運営の為、業務に当たる際は、公共交通機関を利用した場合の交通費はその実費を支給するものとする。
- (3) 役員等が自家用車を利用した場合は、「社会福祉法人生振の里旅費規程」に準じて、その路程の1kmにつき、20円の車賃を支給する。

別表1

名 称	報 酬
理事長	月額 150,000円
評議員	日額 10,000円（ただし源泉徴収額を差し引いた額とする）
役員（理事及び監事）	
評議員選任・解任委員	
第三者委員	

附則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。
2. 「役員報酬規程」（平成21年1月1日施行）は平成29年3月31日をもって廃止する。
3. この規程は、令和4年6月13日一部改正し、令和4年7月1日から施行する。
4. この規程は、令和6年3月19日一部改正し、令和6年4月1日から施行する。